# 株主各位

東京都千代田区神田多町二丁目2番地22 明治機械株式会社 代表取締役社長中尾俊哉

# 第144回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第144回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権 行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日(火曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2019年6月26日(水曜日)午前10時00分
  - \*開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
- 2. 場 所 東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地 お茶の水 ホテルジュラク 2階 孔雀の間
- 3. 会議の目的事項
  - 報告事項 1. 第144期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第144期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計算 書類報告の件

## 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 賛否の表示のない議決権行使書面の取り扱い 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合、賛成の意思表 示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 代理人による議決権行使

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1 名を代理人として、その議決権を行使できることとさせていただきます。また、議決権の代理行使に当たっては、代理権を証明する書面をご提出ください。

(3) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議 決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以 上

なお、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.meiji-kikai.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレスhttps://www.meiii-kikai.co.jp/) に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事 業 報 告

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善を背景に個人消費が 堅調に推移し、また、低金利政策の継続による法人の設備投資の増勢、資源価格の底打ちなどから輸出の拡大が続く中、後半、米国トランプ大統領の保護主義的な強硬発言と中国の対抗政策の影響で米中貿易摩擦が顕在化し、加えて、 北朝鮮をめぐる東アジアにおける地政学的な不安定な動きの中、世界的な株安、 為替相場が円高に振れるなどの動きがあったものの、年度末にかけて平静さを 回復し、我が国の景気はおおむね堅調に推移しました。

このような経済環境のもと、当社及び当社グループは「提案型営業」の態勢構築のために積極的に取組み、人員の増強、得意先企業・業界団体等あらゆる関係先からの情報収集等を強化し、顧客基盤の深耕・拡充を積極的に取組み、併せて、営業力・技術力の強化等、企業価値の向上を目的とした全階層の社員を対象とした研修を含めた人材投資を積極的に推進すると共に、新市場・新分野に積極的に挑戦し、グループを挙げての事業の成長と収益力の向上をめざしてまいりました。

産業機械関連事業における建設需要の高まりに伴い施工原価が高騰し、受注 後予定利益が大幅に低下しました。また、太陽光関連事業において10月に太陽 光発電の出力制限が実施された影響や、12月の株式市場の下落などの影響で一 時的に法人の投資意欲、個人投資家の購買意欲の低下がありましたが、その影響は軽微なものでありました。

このような状況下、当社グループの連結売上高は7,968百万円(前期比 11.4% 増)となりました。損益面に関しましては、連結営業利益110百万円(前期比 38.7%減)、連結経常利益154百万円(前期比 20.0%減)となりました。親会社株主に帰属する連結当期純利益につきましては111百万円(前期比 72.9%減)という結果となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

#### 産業機械関連事業

産業機械関連事業につきましては、国内はもとより東南アジア市場向けの商談・協業など、食品・飼料市場への売り込みを活発に行いました。中国・東南アジアに工場を新設する国内飼料会社や食品商社とタッグを組んで、海外営業を活発化させ、子会社である株式会社柳原製粉機においては初の海外取引となる台湾への業務用石臼製粉機の輸出を行うなど成果を上げることができました。国内においては、大型配合飼料生産プラント工事受注(36億円)など、飼料工場の効率化に向けた大型新工場新設需要を受けてプラント案件の受注に注力しました。

新たな取り組みとして、粉砕機等にセンサーを取付けAI、IoT化に向けたビッグデータの収集・解析を始め、今後、機械の保守・メンテに活用させ、予知保全システムソリューションを顧客に提案することをめざしております。また、社内及び自社工場においても、AI、IoT技術を用い、これまで機械の製造過程で工員の熟練と経験に頼っていた業務について発展させ生産効率向上を図ることで、より生産性が高く、従業員が無理な残業に強いられない職場環境を作っていく施策を行い、今般の「働き方改革」に取り組んでおります。

産業機械関連事業における各業界の動きは次のとおりです。

- ・製粉業界は、政府売渡価格が引き下げられたこと、消費者の節約志向の継続を背景とした厳しい市場環境の中、販売競争が一段と激しさを増しており、各社特色のある製品の開発、販売に力を入れている状況であります。60年問題として建物・設備の老朽化が表面化し、建物のリノベーションや設備の老朽化更新やコストダウンのための設備投資が必要な状況ではありますが、設備投資意欲は低い状況にあります。一方で、人手不足に伴う省力化の関心は高く、人手をかけない保守・メンテナンスの提案営業を推進しており、顧客工場でのAIやIoT技術を活用した実証実験を行っております。
- ・飼料業界は、老朽化した工場の設備更新が増えておりましたが、競争力強化のためのコストダウンを目的とした工場集約化を含む業界再編の動きが活発化し、新工場の建設及び増設工事等の大型案件が業界全体で数百億円規模で顕在化している状況にあります。当社においても昨年8月に大型配

合飼料生産プラント工事を受注しております。中小飼料メーカーにおいて も補助金対象範囲の拡大により、効率化に向けた投資意欲が活発で、この 傾向はしばらく続くと考えております。

・産業機械業界は、これまでのビール、米、そば粉業界に加え、新規分野開拓に力を入れております。開袋機、解凍機の引き合いが好調で、解凍機においては米国フェライト・マイクロウェーブ・テクノロジーズ社と業務用マイクロ波解凍機の東南アジア独占販売権契約を締結し、日本のみならずタイ、ベトナム、マレーシア、インドネシアといった海外市場での拡販にも取り組んでまいります。

このような状況の中、産業機械関連事業セグメントの売上高につきましては 5,101百万円(前期比 32.8%増)となりました。損益面に関しましては、営業 損失32百万円(前期は営業利益 137百万円)となりました。

#### 太陽光関連事業

太陽光関連事業は、これまでのディベロップ型での太陽光発電所の施工販売から、カーボンフリー (脱炭素)向けのソリューション提供へと、「環境ビジネス」へと大きく舵を切り始めた1年となりました。太陽光発電システムをRE100(\*\*)等の脱炭素の取組みのソリューションとして位置付け、企業の自家消費需要向け市場へのビジネス化を始めております。工場や社屋の屋上敷設が可能になる超軽量架台を東洋アルミニウム株式会社様と開発・製品化。さらに、養鶏場等の畜舎の猛暑対策としての遮熱塗料等を生産環境改善のソリューションとして販売を開始しました。新規事業では、現在、食品・飼料工場内のマテリアルハンドリング(原材料等の移動にかかわる取り扱い)の技術を応用した事業を本格化させました。

太陽光関連事業における各事業の動きは次のとおりです。

・太陽光発電関連は、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度(FIT)の見直 しが行われ、10月には、太陽光発電の出力制限が実施されるなど、電力販 売を目的とした太陽光発電所をめぐる環境が大きく変わってきました。一 方で、日本でもESG(\*)活動に対する企業の取り組みが本格化し、政府も政 策課題として長期成長戦略に盛り込むなど政府と民間が一体となった流れ が生まれつつあります。そのような中で、当社においても太陽光関連事業 の枠から飛び出し、環境全般、とりわけ気候変動に伴うソリューション提 供を行う事業の取り組みをはじめました。太陽光発電所の施工・販売についても電力販売目的から、ESG(\*)の取り組みが活発化していく企業向けの自家消費型ソリューションの営業へと切り替え大型倉庫・工場・地主様向けの「提案型営業」を積極的に展開し、産業界・地域と一体となった再生可能エネルギー事業を推進し収益の拡大を図っています。その一つとして、工場・倉庫の屋根及び屋上への太陽光パネル設置を検討する顧客企業等に対しては、軽量で屋根に一切穴をあけない新たな接着架台工法「エスノンホール(登録商標登録第6070485号、実用新案登録第3219676号及び第3221072号)」を市場投入し、自家消費型の太陽光発電システムの施工を開始しました。

- ・建設資材関連は、当連結会計年度から新設した『建設資材営業部』において、高機能建材としてガイナ(高機能断熱セラミック塗料)の販売・施工を開始し、『猛暑災害』とも呼ばれた2018年夏において鶏舎、豚舎、牛舎等の畜産業において動物を猛暑から守る需要が喚起し事業がスムーズな立ち上がりを見せました。気候変動に伴う災害に対する強靭化対策のソリューションとして、リアルガード(防水強化剤、漏水補修材)等の高機能建材とともに、『環境資材』として展開しています。
- ・新規事業関連は、当連結会計年度において、クリーンセンターや、バイオマス発電設備の受注をしております。新たな環境事業の開拓部門として活動を強化しております。

このような状況の中、太陽光関連事業セグメントの売上高につきましては 2,834百万円(前期比 13.4%減)となりました。損益面に関しましては、営業 利益117百万円(前期比 619.8%増)となりました。

## 不動産関連事業

当社は本社ビルの賃貸を行っておりますが、当期の売上高は32百万円(前期比 18.4%減)となり、営業利益24百万円(前期比 4.6%減)となりました。

- \*ESG:環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。今日、企業の長期的な成長のためには、ESGが示す3つの観点が必要だという考え方が世界で広まっています。
- \*\*RE100:事業活動に必要なエネルギーを100%再生可能エネルギーにすることを目標とする 環境イニシアチブのひとつ。RE100は「Renewable Energy 100%」の略であります。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、115百万円であります。

その主なものは、当社の建物、工具器具備品、ソフトウェアであります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度に、当社グループの所要資金として、金融機関より2,740百万円の調達を行いました。

なお、当社は運転資金の効率化を図るため取引銀行10行と当座貸越極度額3,700百万円の当座貸越契約を締結しております。

## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区	区 分		単 位	第141期 2016年3月期	第142期 2017年3月期	第143期 2018年3月期	第144期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売	上	高	百万円	6, 024	6, 583	7, 153	7, 968
経	常利	益	百万円	118	390	192	154
親会を	社株主に 当期純	帰属利益	百万円	136	349	411	111
1株当	たりの当期	純利益	円	13. 80	30. 72	36. 10	9. 79
総	資	産	百万円	4, 847	5, 714	7, 699	8, 951
純	資	産	百万円	1,655	2, 057	2, 361	2, 314
1 株当	当たり純資	資産額	円	145. 40	180. 68	207. 35	203. 23

# ② 当社の財産及び損益の状況

Þ	区 分		単位	第141期 2016年3月期	第142期 2017年3月期	第143期 2018年3月期	第144期 (当事業年度) 2019年3月期
売	上	高	百万円	5, 906	6, 522	7,007	7, 651
経	常利	益	百万円	109	371	193	139
当	期純利	益	百万円	127	297	412	99
1株	当たりの当期終	毛利益	円	12.88	26. 15	36. 19	8. 71
総	資	産	百万円	4, 850	5, 694	7, 617	8, 864
純	資	産	百万円	1,671	2,046	2, 340	2, 299
1 棋	当たり純資	産額	円	146. 80	179. 73	205. 52	201. 93

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を、当連結会計年度[当事業年度]から適用しており、前連結会計年度[前事業年度]の金額は組替え後の金額で表示しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

会	社	名	資	本	金	当 社 へ の 議決権比率	主要な事業内容
TCSホールディングス株式会社			100百	万円	直接 1.2% 間接49.2%	不動産賃貸   株式の所有及び管理	

(注)自己の議決権と、自己と緊密な者及び同意している者の議決権とを合わせて過半数を占め、かつ、事業の方針の決定に関して影響を与えることができることから親会社として記載しております。

#### ②重要な子会社の状況

会	社	名	資 本 金 又は出資金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
明治機械	(徳州)	有限公司	594百万円	100.0%	製粉・飼料用ロールの製造販売
株式会	社 柳 原	製粉機	25百万円	100.0%	農産物加工用機械、農業用機械器 具の製造、販売、修理

#### (6) 対処すべき課題

- 1. コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの体制の充実強化 内部統制制度の見直し及びその着実な運用・評価・検証を通じ、強固なコー ポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の構築に努めてまいりま したが、さらなる強化・充実に鋭意取り組んでまいります。
- 2. やり抜く企業風土の醸成とスピード化

製造業の経営の基本でありますPDCAサイクルを確実に実行し、経営目標の達成を図ってまいります。

また、時代の急速な変化及び客先ニーズに対応するため、何事にもスピードをもって取り組んでまいります。

3. 産業機械関連事業の収益力強化

飼料・製粉業界では老朽化更新・工場集約が顕著化している状況の下、設備 状況が増す中において、大型の新工場建設のプロジェクトに取組んでまいりま す。また、コンビニ・立ち食いチェーンのそば、同じく米粉などの需要が伸び ており、各種の設備工事や、主力製品であるロール機などの提案強化をしてま いります。 子会社、株式会社柳原製粉機が取り扱う小型製粉機等を農家及び農業法人等の六次産業化向けに積極販売をしてまいります。その他、飼料・製粉業界で培ってきたノウハウを新たな分野にも活かし、新分野への進出に積極的に取り組んでまいります。

人手不足を背景とした工場の省力化向けに「開袋機」の販売展開、鮮度維持の冷凍技術の進歩に対応する解凍設備の需要拡大に対して「解凍機」の販売を 強化してまいります。

当社ブランド機械の東南アジアを中心とした海外への販路開拓及びプラントエンジニアリング支援強化などを海外展開中であり、当社のグローバル化を目指してまいります。

また、当社機械の「IoT」化及びプラントにおけるAI、IoTソリューション関連の開発等についても推進してまいります。

#### 4. 太陽光関連事業の展開

今年6月に開催されるG20大阪サミットにおいても環境問題が中心議題になる等、企業の地球温暖化対策に向けた取り組みも活発になっています。主要な企業においてESGの取り組み強化やRE100宣言が続いており、当社においても今年4月に組織変更を行い、組織を「環境事業本部」として再編成し、企業の投資意欲が高まる環境ビジネス市場に積極的に参入することとしております。太陽光発電設置事業については、自社消費型のソリューションである超軽量接着架台工法「エスノンホール」を中心にEPC受注を積極的に展開してまい

気候変動による猛暑対策として、作業、飼育環境の遮熱・断熱等に効果がある「ガイナ」、防水強化剤、漏水補修材の「リアルガード」等の高機能建材を、環境資材として積極的に販売してまいります。

これまでの新規営業部を「環境事業部」とし、環境にかかわる各種プロジェクト (バイオマス発電プラントプロジェクト等) に積極的に提案営業を行ってまいります。

## 5. 人材の育成と活用

ります。

優秀な人材の登用・組織力の強化、技術伝承・教育を通じた技術力の強化にもAIやIoT技術を積極的に活用して推進してまいります。とくに、製造業においては技術伝承が喫緊の課題であり、それに対してもAIやIoT技術は有用であると考えております。

# (7) **主要な事業内容**(2019年3月31日現在)

事	業 区	分	主 要 製 品 ・ 事 業 内 容 等
産業機	と 様関 遅	車事業	
1	製粉	機械	製粉製造設備一式、ロール機、石臼、スケヤーシフター、ピューリファイヤー、セパレーター、ミキサー、精米調質設備、集塵装置、ニューマ装置、ロール研磨目立機、開袋機
2	配 合機	·飼料 械	配合飼料製造設備一式、ロール機、ハンマーミル、精選装置、ペレット・フレーク製造装置、集塵装置、サイロ及び搬送装置、開袋機
3		他の機械	各種粉砕ロール機、ハンマーミル、原料選別装置、チョコレート成型・冷 却装置、二重遠心チルドロール、シフター、液体原料造粒機、開袋機、解 凍機
太陽之	光関連	事業	太陽光発電システム機器販売及び太陽光発電設備区画分譲販売・施工・保 守メンテナンス、カーボンフリー向けソリューション提供
不動產	産 関 連	事業	ビルの賃貸

# (8) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

	本 社	東京都千代田区神田多町二丁目2番地22
	支 社	名古屋支社 (愛知県名古屋市)
112	支 店	西日本支店(兵庫県西宮市)
社	営業所	八戸営業所(青森県八戸市)、鹿島営業所(茨城県神栖市)、長野営業所(長野県長野市)、福岡営業所(福岡県福岡市)、鹿児島営業所(鹿児島県鹿児島市)
	事業所	足利事業所 (栃木県足利市)
明治機械(徳州)有限公司	本 社	中国・山東省(徳州市)
株式会社柳原製粉機	本 社	長野県長野市

## (9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
		188名		20名増

- (注) 1. 上記従業員数には、特務職社員10名、パート社員2名等は含んでおりません。
  - 2. 従業員数の増加の理由は、当社と子会社による新卒及び中途入社の採用によるものであります。

## ② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	並	均	年	令	平	均	勤	続	年	数
152名		1	19名増		4	2. 05歳	Š			1	10.8	(年		

- (注) 1. 上記従業員数には、特務職社員10名、パート社員2名等は含んでおりません。
  - 2. 従業員数の増加の理由は、新卒及び中途入社の採用によるものであります。

## (10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会	社三菱UF	J 銀 行			610百万円
株式会	社 東 日 本	銀行			500
株式	会 社 足 利	銀行			500
株式会	さ社みずほ	銀行			200
株式会	社 三 井 住	友 銀 行			200
株式会	社 八 十二	銀行			200
株式会	社 武 蔵 野	銀 行			200

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数

20,000,000株

(2)発行済株式の総数

11,402,636株

(注)発行済株式の総数には、自己株式14,200株を含んでおります。

(3) 単元株式数

100株

(4) 株主数

5,206名

(5) 大株主

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
日本 =	ンベヤ株	式 会 社	1,	926, 200	朱			16. 91	%
エヌ・ティ	・ティ・システム開	発株式会社		456, 800				4.01	
インター	- ネットウェア	株式会社		322, 400				2. 83	
MSIP (	CLIENT SECU	RITIES		293, 600				2. 58	
株式会	社テクノ・	セブン		276, 600				2. 43	
株式	会社セコニ	ニ ッ ク		227, 500				2.00	
シグマ	トロン株	式 会 社		226, 400				1. 99	
M U T O H オ	ベールディングス	株式会社		223, 100				1. 96	
株式会社	セコニックホールラ	ディングス		205, 900				1.81	
T C S ホー	ールディングス	株式会社		133, 100				1. 17	

<sup>(</sup>注) 持株比率は自己株式(14,200株)を控除して計算しております。

# 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務遂行の対価として交付された新株予約権 の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権 の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

# 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2019年3月31日現在)

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取	締役社長	中尾	俊哉	TCSホールディングス株式会社 取締役 日本コンベヤ株式会社 取締役
常務	取 締 役	日根	年 治	産業機械事業担当、営業部担当、プラント 部担当 明治機械(徳州)有限公司 董事 株式会社柳原製粉機 代表取締役社長
取	締 役	小林	敏 敬	経営管理部担当 株式会社柳原製粉機 監査役
取	締 役	小林	秀樹	生産部担当、技術開発部担当、品質保証部 担当 日本コンベヤ株式会社 取締役
取	締 役	髙山	正大	株式会社テクノ・セブン 取締役 インターネットウェア株式会社 代表取締役社長 東京コンピュータサービス株式会社 取締役 TCSホールディングス株式会社 取締役 NCホールディングス株式会社 取締役 NCシステムソリューションズ株式会社 代表取締役社長 ハイテクシステム株式会社 代表取締役社長 アンドール株式会社 取締役
*取(監査	締 役 等委員)	加藤	晃 章	武藤工業株式会社 取締役 MUTOHホールディングス 取締役
*取(監査	締 役 等委員)	畑野	一良	-
取 (監査	締 役 等委員)	村 田	秀和	エヌエイチサービス株式会社 監査役

- (注) 1. \*は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 2. 2018年6月27日開催の第143回定時株主総会の終結の時をもって、下記のとおり役員の 異動がありました。

退任 取締役 榎隆

取締役 河野 猛

取締役(監査等委員) 鈴木 章浩

取締役(監査等委員) 駒田 弘明

3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた 組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、 常勤の監査等委員を選定しておりません。

#### (2) 取締役の報酬等の額

区分	支 給 人 数	支 給 額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7名 (一名)	45,815千円 (一千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	2名 (2名)	1,050千円 (1,050千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (2名)	46, 865千円 (1, 050千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第140回定時株主 総会において、月額6,000千円以内と決議されております。
  - 3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第140回定時株主総会に おいて、月額2,000千円以内と決議されております。
  - 4. 上記には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定して おり、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務につき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏名	兼職する法人等	兼職の内容	当 社 と 当 該 法人等との関 係
取 締 役 (監査等委員)	加藤晃章	武藤工業株式会社 MUTOHホールディングス	取 締 役	-
取 締 役 (監査等委員)	畑野一良	-	_	_

#### ② 当事業年度における主な活動状況

── □ □ □ 尹未	十段にわける	T. & 111 2	חמזעינ			
区分	氏名		役会 開催)		委員会 開催)	取締役会及び監査等委
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	員会の発言状況
取 締 役(監査等委員)	加藤晃章	13	100%	12	100%	大理れ一で取妥すたつ発す会と図つ実監ました。 の保まになま員役をに充部れて実のため、 で事らるで定確、制要り委締流革の内さで事らるで定確、制要り委締流革の内さで事らるで定確、制要り委締流革の内さで事らるで定確、制要り委締流革の内さで事らるで定確、制要り委締流革の内さで事らるで定確、制要り委締流革の内さで事らるで定確、制要り委締流革の内さで事らるでといる。
取 締 役(監査等委員)	畑 野 一 良	4	30.8%	4	33. 3%	電気を 東京 東京 東京 大与なと行おて。が取にに、 で営を、す適切だ療な議立と行おて。が取にに、 が取れにいい病ま締を接繁ン決を を関し社意なてだら案れをミ取の保 業関し社意なでは、述ュ締妥に では存す。が取にに、シシ意画ま ではない。 が取にに、シを が取にに、 が定をまれを を検繁ン、定確 大会を をを を がのは がのは がのは がのは がのは がのは がのは がのは

<sup>(</sup>注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

## 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

監查法人元和

#### (2) 会計監査人の報酬等の額

	監査法人元和
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	17,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することを審議いたします。監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### 6. 会社の体制及び方針

■業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用 状況は、次のとおりであります。

(取締役会決議による最終改訂 2017年6月28日)

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、企業の存立基盤である「企業理念」ならびに経営の基本方針に則った行動規範として「企業行動指針」を制定しており、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ、使用人に知らしめ、法令遵守と社会倫理を企業活動の原点といたします。

#### 【運用状況】

「企業理念」、「企業行動指針」を定めており、イントラネットや職場掲示などを通して社内周知し、役員・社員はこれらを遵守しております。また、取締役会は「企業行動指針」が遵守されているか年に一度確認しております。

②取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたします。

## 【運用状況】

取締役会を年13回(ほか書面決議7回)開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定などの重要事項を決定し、月次の経営分析、対策、評価を検討するとともに法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、取締役相互に職務執行の状況を監督しております。

③監査等委員会は、法令、「監査等委員会規程」に基づき、会計監査人等と連携して、取締役の職務執行の監査を実施いたします。

## 【運用状況】

監査等委員会を年12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しております。

④取締役は、法令若しくは定款上疑義ある行為等の違反(以下「コンプライアンス違反」という。)を発見した場合には、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」に基づき、その是正を図りコンプライアン

ス体制の強化に努めます。また、当社は「コンプライアンス規程」の中で内 部通報制度を規定しており、会社は通報内容、プライバシーの秘密保護をす るとともに、通報者に対し不利益な処遇はいたしません。

#### 【運用状況】

コンプライアンス担当取締役とコンプライアンス責任者(各部署長)、ならびに外部アドバイザーからなるコンプライアンス委員会を隔月開催し、法令・定款及び社内規程の遵守の確認を行うほか、内部監査を通じて業務手順、マニュアルの整備、チェック状況について確認しております。

また、年4回役員はじめ全社員対象にコンプライアンス講習を開催し、コンプライアンスの社内周知を図っております。さらに、内部通報制度の運用の状況についても確認・チェックしております。

⑤内部監査を担当する組織として代表取締役社長の直属に「監査室」を設置し、 監査室は「内部監査規程」に基づき、監査方針・監査計画を作成し、定期的 な監査を行い、その監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告いたします。

#### 【運用状況】

内部監査を担当する監査室は、監査方針及び監査計画を作成し、取締役会の 承認を得ております。また、監査方針及び監査計画に基づき定期的に監査を 実施し、監査結果を内部監査報告書として随時または定期的に代表取締役社 長、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

⑥反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で 臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関 係を持たない体制を整備いたします。

## 【運用状況】

企業行動指針において反社会的勢力の排除、対決について明記するとともに、 役員をはじめ全社員に周知しております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、保存 媒体に応じ適切かつ確実に保存・管理するとともに、情報種別に応じ適切な 保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持いたします。

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、「取締役会規程」等に基づき保存年限及び所管部署等を定めており、各部署が適切な管理を行っております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」を制定しており、商品市況、為替相場、金利及び株価等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、CSR・コンプライアンスリスク、環境、輸出に関わる安全保障管理リスク、情報セキュリティリスク、その他各部門に潜在するリスク等の様々なリスクを把握・認識し、それぞれのリスクに関する担当責任取締役を置いており、そのリスクへの具体的対応や予防措置を講じます。

#### 【運用状況】

潜在する多様なリスク等を常に把握・認識するとともに、「緊急事態管理規程」を制定して可能な限り未然に防ぐことを第一とし、危機発生時には企業価値の毀損を極小化する体制を整備しております。

②不測の事態が発生した場合には、「緊急事態管理規程」に基づき、社長を本 部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防 止し、早期の打開に努めます。

#### 【運用状況】

不測の事態の発生時には、「緊急事態管理規程」に基づき円滑に危機管理体制を構築し、適切に対応する体制を採っております。

なお、当事業年度中には、不測の事態等の発生はありません。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長、主要取締役による審議を経て、取締役会において執行決定を行います。

定時及び臨時の取締役会を年13回開催、ならびに取締役会の書面決議を年7回行っております。また、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び取締役等の審議を経て、取締役会において決定しております。

②取締役会の決議に基づく業務執行は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」 において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めま す。

#### 【運用状況】

取締役会の決定に基づく業務執行は、上記の社内規程に基づき、部署長なら びにグループリーダー等が意思決定ルールに従い業務を分担し、職務執行を 効率的に行っております。

③中期経営計画及び年度事業計画により経営目標の明確化を図り、各部門は年度毎に経営目標をブレークダウンした「部室重点目標(部室事業計画)」を 策定し、進捗状況をチェックいたします。

#### 【運用状況】

中期経営計画及び年度事業計画は社内周知を図るとともに、取締役会で決定 した経営目標に基づく「部室重点目標(部室事業計画)」を各部門で策定・ 管理し、各部門長が適時、進捗状況を確認します。

④法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の非財務情報等も株主懇談会や当社ホームページで積極的に開示いたします。

## 【運用状況】

東京証券取引所の規則ならびに会社法、金融商品取引法に従い、適時・適切なディスクロージャーを行うとともに、非財務情報等につきましても積極的に開示しております。また、当該開示情報は、当社ホームページにアップしております。

## (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制の基盤として「企業理念」及び「企業行動指針」に加え、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、その周知徹底を図るとともに、必要に応じ社員に対するコンプライアンスの教育研修を行います。

コンプライアンス委員会を隔月開催し、法令・定款及び社内規程の遵守の確認を行うほか、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」の社内周知を積極的に行っております。また、年4回、全社員対象にコンプライアンス講習を開催し、コンプライアンスの社内周知を図っております。

②監査室は、内部監査制度の確保と維持・向上を図り、内部監査を実施することによりコンプライアンス体制の整備を図ります。

#### 【運用状況】

監査室は、監査方針及び監査計画に基づき定期的に内部監査を実施し、業務 プロセスやコントロール (統制) の見直しを実施し、社内システムの改善、 内部統制システムの向上を図っております。また、コンプライアンスに関す る監査を実施し、コンプライアンス体制の整備を図っております。

③取締役は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに 監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告いたします。

#### 【運用状況】

取締役が重要なコンプライアンス違反の事実を発見したときは、直ちに監査 等委員会及び取締役会に報告する体制となっております。

なお、当事業年度中には、重要なコンプライアンス違反はありません。

④使用人が、コンプライアンス違反を発見した場合の社内報告体制として、外 部のヘルプラインに通報するという内部通報制度を規定し、通報者の保護と 透明性を維持した的確な体制を整備いたします。

## 【運用状況】

内部通報制度におきましては、社内及び外部に通報先を定めており、また、 通報者の保護と事実関係の透明性の確保がなされた体制となっております。 なお、当事業年度中には、内部通報に係るものはありません。

## (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - イ. 当社は子会社に、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営内 容を的確に把握するため、月次決算書類等、また必要に応じその他関係 資料を提出させます。

子会社である明治機械(徳州)有限公司及び株式会社柳原製粉機は、月決算資料等を毎月提出しており、当社は経営内容を的確に把握し分析しております。

ロ. 当社は子会社に、当社の取締役を当該子会社の取締役会(董事会)に出席させるとともに、子会社の経営成績、財務状況その他重要な情報について当社へ報告させます。

#### 【運用状況】

隔月開催される明治機械(徳州)有限公司の董事会に、当社の取締役である董事2名が出席しております。また、毎月開催される株式会社柳原製粉機の取締役会には、当社の取締役ほかが出席しており、経営成績、財務状況その他重要な情報について適時、当社へ報告しております。

ハ. 「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化し、経営上の重要な事項に関して当社への申請・決裁・報告制度により、グループ会社の経営管理を行い、必要に応じモニタリングを実施いたします。

#### 【運用状況】

「グループ会社管理規程」において、子会社の管理基準を明確に定め、経営上の重要な事項に関しては当社へ申請・決裁・報告することとなっており、適宜、子会社の経営管理を行い、必要に応じモニタリングを実施しております

- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 当社は子会社に、リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」等 を制定し、リスクの発生防止、また発生したリスクに対する適切な対応 により、会社の損失を最小限に留めることを求めます。

## 【運用状況】

当社は「緊急事態管理規程」を定めており、同様のリスク管理体制を子会社にも求め、リスクの発生防止、迅速な対応により、会社損失の最小化を図っております。

ロ. グループ会社における業務の適正性を確保するため、グループ会社独自 にコンプライアンス体制を構築する必要があるとともに、当社の「企業 行動指針」をグループ会社にも適用いたします。

当社の「企業行動指針」を子会社においても社内周知させ、子会社のコンプライアンス体制につきましては、規程類の整備を行い運用することとしております。

- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 当社は、子会社の自主性及び独立性を確保しつつ、「グループ会社管理 規程」に基づき、グループ経営の運営管理制度の立案及び推進を行いま す。

#### 【運用状況】

子会社の自主性及び独立性の確保を念頭に置き、子会社である明治機械(徳州)有限公司は年6回隔月で董事会を開催し、当社の取締役である董事2名が出席しており、また、株式会社柳原製粉機の毎月開催される取締役会には、当社取締役ほかが出席しており、グループ経営の運営管理体制を推進しております。

ロ. 当社の子会社に対する支援・管理業務は、「グループ会社管理規程」に 基づき、担当部門である総務部が行います。

#### 【運用状況】

子会社の支援・管理業務は、「グループ会社管理規程」に基づき総務部が行っております。

ハ. 当社の監査室は、子会社の内部監査を定期的に行い、内部統制の有効性 と妥当性の確保、不正及び過誤の防止を図ります。

## 【運用状況】

監査室は、子会社の内部監査を年1回定期的に行い、内部統制の有効性と妥当性の確保、不正及び過誤の防止を図っております。

- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを 確保するための体制
  - イ. 子会社の取締役(董事)は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告いたします。

## 【運用状況】

子会社の取締役(董事)は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する体制となっております。

なお、当事業年度中には、重要なコンプライアンス違反はありません。

ロ. 当社と関係グループ会社との取引は、原則として関係グループ会社以外 との取引条件と同一のものとし、特に必要と認められる場合には、取締 役会の承認を要します。

#### 【運用状況】

関係グループ会社との取引は、原則、他の会社との一般的な取引条件と同一のものとしており、特に必要と認められる場合には、取締役会の承認を得ております。

ハ. 当社は、内部通報制度の規定を子会社に適用し、子会社の法令違反等に ついては当社の監査等委員会に報告する体制を整備いたします。

#### 【運用状況】

内部通報制度の規定を子会社にも社内周知させ、子会社の法令違反等については当社の監査等委員会に報告する体制を整備しております。

なお、当事業年度中には、内部通報に係るものはありません。

### (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、現在の監査等委員会体制をもって充分その職務を遂行できるものと考えており、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置きます。

#### 【運用状況】

現在、当社監査等委員会は3名で構成されており、うち社外監査等委員2名の体制となっております。現在の体制でその職務を充分に遂行できるものと考え、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置くこととしております。

## (8) 監査等委員会への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人が当社の監査等委員会へ報告するための体制
  - イ. 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項 について遅滞なく監査等委員会に都度報告するものといたします。前記 に関わらず、監査等委員である取締役は社内回付の決裁稟議書の全てを 閲覧できるほか、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めるこ とができます。

監査等委員は、取締役会ほか重要会議に出席するなどにより、取締役会等で決議または報告された事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の必要な情報を得ており、また、監査室の内部監査の報告を適宜受けるなど定期的に連携し、内部監査の実施状況及びその結果の情報を得ております。さらに、内部通報の事案の内容等の報告や決裁稟議書の全てを閲覧できることとなっております。

ロ. 監査等委員である取締役は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員である取締役を除く取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。

#### 【運用状況】

監査等委員は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧しております。

ハ. 内部通報制度に関する規定及びその適切な運用・維持により、法令違反、 その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報 告体制を確保いたします。

#### 【運用状況】

内部通報制度に関する規定の適切な運用・維持により、コンプライアンス違 反等について、監査等委員会への適切な報告体制を確保しております。

二. 監査等委員会は、各部門担当取締役と定期的に担当部門のリスクならび にリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリングを行いま す。

## 【運用状況】

監査等委員会は、取締役と定期的に担当部門のリスクならびにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリング及びアンケート調査を行っております。

ホ. 監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況を監査等 委員会に報告いたします。

## 【運用状況】

監査室長は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況を内部監査報告書により四半期毎に、監査等委員会に報告しております。

- ②当社の子会社の取締役等、監査等委員または監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
  - イ. 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。

監査等委員は子会社の取締役会(董事会)に出席する当社の取締役ほかに対し、監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、迅速かつ適切な報告を行っております。

ロ.子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項については、発見次第、遅滞なく当社の総務部に報告を行い、総務部は監査等委員会に報告いたします。

#### 【運用状況】

子会社の取締役等及び使用人は、発見次第、当社の総務部に報告後、総務部 は監査等委員会に報告する体制となっております。

ハ. 当社の総務部または監査室は、定期的に当社の監査等委員会に対して、 子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状 を報告いたします。

#### 【運用状況】

監査室は、子会社の内部監査を通じ、内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現状を、内部監査報告書を作成し定期的に監査等委員会に報告して おります。

(9) 監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないことを内部通報制度に規定し、報告者を保護する体制を整備いたします。

#### 【運用状況】

内部通報制度におきましては、監査等委員会への報告をした者が当該報告を 理由として不利な取扱いを受けないなど、通報者の保護と事実関係の透明性 の確保がなされた体制となっております。 なお、当事業年度中には、内部通報に係るものはありません。

# (10) 監査等委員の職務の執行において生じる費用の前払い等の処理に係る方針 に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について、当社へ費用の前払い等の請求 を受けた場合は、総務部にて審議のうえ、明らかに監査等委員の請求に係る 費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと判断できる場 合を除き、速やかに費用または債務を処理いたします。

#### 【運用状況】

当社の監査等委員がその職務の執行の過程で、費用の前払い等の請求を受けた場合は、総務部は、監査等委員の請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ではないと判断できる場合を除き、速やかに費用または債務を処理する体制となっております。

#### (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役と定期的に意見・情報交換会を行い、また、会計監査人との連携 等により適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を遂行いたします。

#### 【運用状況】

代表取締役とのヒアリングを定期的に実施して意見・情報交換を行っており、また、会計監査人とは定期的に決算ミーティングほか、随時に報告・連絡・相談を行うなど連携し、実効的な監査業務を遂行しております。

②当社グループ会社の監査等委員または監査役等との連絡を密にし、情報交換 に努め、連携して当社グループとしてのコンプライアンス強化・充実を図ります。

## 【運用状況】

監査等委員は子会社との情報交換に努めるとともに、連携して当社グループ会社としてのコンプライアンス強化・充実を図る体制となっております。

③監査室との密接な連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性を高めます。

## 【運用状況】

監査等委員が監査室の内部監査の内容及び結果の報告を適宜受けるなど、常時、密接な連携をして監査等委員会の監査の実効性を高めております。

#### (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備いたします。

#### 【運用状況】

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、イントラネットにアップするなど当社及び当社グループ会社に社内周知しております。また、監査室は、各部門の内部監査を定期的に実施するとともに、業務プロセスのリスクやそのコントロール (統制)の見直しを行い、関係部署と協議のうえ、社内運用ルール、社内システムの改善につなげ、内部統制システムの質的向上を図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑み、策定した監査計画書に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は、次のとおりであります。

## 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、お客様に信頼され、満足される商品・サービスを提供し、社会に貢献する企業であることを理念として、今日まで110余年に亘り、穀類(米、麦、大豆、とうもろこし、こーりゃん等)を粉砕する機器を中心とした周辺関連分野の機械設備・プラントを生産・建設してまいりました。日本で主食とされる米、パン、麺類を始め、副食として大きな分野を占めている牛、豚、鶏や魚のための飼料、さらにはビール、醤油、食用油など穀類が原料となる醸造食品は、すべて、これを粉砕する機器がなければ生産することができません。また、これら機械設備は、食糧の素材を加工するものであるため、その品質面で安全、衛生、安定性などが特に要求されます。そこで、当社は、主要な取引先であります飼料・製粉・醸造・製菓のお客様を始め、多くのお客様に対し、ご満足頂ける

**-** 29 **-**

高品質で、きめ細やかなサービスをご提供するべく、その実現に日々努めてまいりました。かかる営みは、結果的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるものでもあると考えております。

以上より、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由です。しかし、当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様の適切なご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様に適切に判断いただくためには、株主の皆様に十分な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものが、大規模買付者に定義されます。提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7, 117, 889	流動負債	6, 260, 836
現金及び預金	1, 703, 095	支払手形及び買掛金	814, 060
受取手形及び売掛金	2, 318, 822	電子記録債務	979, 525
商品及び製品	1, 053, 072	短期借入金	2, 740, 000
	, ,	リース債務	5, 518
上 仕 掛 品	1, 572, 753	未払法人税等	2, 699
原材料及び貯蔵品	52, 024	未 払 費 用	21,634
前 払 費 用	51, 928	前 受 金	1, 550, 060
前 渡 金	210, 329	賞 与 引 当 金	51, 984
その他	162, 733	工 事 損 失 引 当 金 そ の 他	14 95, 339
貸倒引当金	△6, 871	して ジャー 他   固 定 負 債	95, 339 376, 729
		リース債務	11, 435
固 定 資 産 	1, 834, 103	退職給付に係る負債	229, 475
有 形 固 定 資 産	1, 137, 977	資産除去債務	19, 698
建物及び構築物	132, 178	繰延税金負債	95, 478
機械装置及び運搬具	21, 386	そ の 他	20, 643
土地	933, 032	負 債 合 計	6, 637, 565
リース資産	12, 896	(純資産の部)	
- A の 他		株 主 資 本	2, 405, 784
	38, 482	資 本 金	1, 414, 059
無形固定資産	106, 699	資本剰余金	176, 700
そ の 他	106, 699	利 益 剰 余 金	823, 966
投資その他の資産	589, 426	自己株式	△8, 941
投資有価証券	471, 511	その他の包括利益累計額	△91, 358
そ の 他	129, 695	その他有価証券評価差額金	△150, 840
		為替換算調整勘定	59, 481
貸倒引当金	△11, 781	純 資 産 合 計	2, 314, 426
資 産 合 計	8, 951, 992	負債純資産合計	8, 951, 992

<sup>(</sup>注)記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

科目		金	額
売 上 高			7, 968, 511
売 上 原 価			6, 758, 946
売 上 総 利	益		1, 209, 565
販売費及び一般管理費			1, 099, 532
営 業 利	益		110, 032
営 業 外 収 益			
受取利息及び配当	金	24, 642	
有 価 証 券 売 却	益	34, 170	
その	他	8, 911	67, 723
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	16, 851	
その	他	6, 700	23, 551
経 常 利	益		154, 203
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益		154, 203
法人税、住民税及び事業	税	15, 401	
法 人 税 等 調 整	額	27, 328	42, 729
当 期 純 利	益		111, 473
親会社株主に帰属する当期純和	亅益		111, 473

<sup>(</sup>注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	1, 414, 059	176, 700	758, 046	△8, 941	2, 339, 864
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	_	△45, 553	-	△45, 553
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	_	111, 473	-	111, 473
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	_	_	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	_	_	65, 919	_	65, 919
2019年3月31日残高	1, 414, 059	176, 700	823, 966	△8, 941	2, 405, 784

	その他			
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	純資産合計
2018年4月1日残高	△56, 283	77, 811	21, 527	2, 361, 392
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△45, 553
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	111, 473
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△94, 556	△18, 329	△112, 886	△112, 886
連結会計年度中の変動額合計	△94, 556	△18, 329	△112, 886	△46, 966
2019年3月31日残高	△150, 840	59, 481	△91, 358	2, 314, 426

<sup>(</sup>注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6, 881, 424	流動負債	6, 196, 741
現金及び預金	1, 579, 162	支 払 手 形	65, 434
受 取 手 形	158, 784	電子記録債務	979, 525
売 掛 金	2, 131, 151	買 掛 金	731, 408
商品及び製品	1, 033, 792	短期借入金	2, 710, 000
仕 掛 品	1, 539, 473	リース債務	2, 400
原材料	22, 686	未   払   金     未   払   費   用	80, 661
前 払 費 用	51, 439	前 受 金	17, 288 1, 547, 416
前 渡 金	209, 415	預り金	6, 160
その他	162, 389	賞与引当金	51, 984
貸倒引当金	△6, 871	工事損失引当金	14
国 定 資 産	1, 983, 146	そ の 他	4, 447
	1, 111, 090	固定負債	368, 208
建物	122, 723	リース債務	2, 913
構築物	2, 526	長期預り金	20, 643
機械及び装置	17, 554	資 産 除 去 債 務	19, 698
工具器具備品	26, 670	退職給付引当金	229, 475
土 地	933, 032	繰延税金負債	95, 478
リース資産	4, 803	負債合計(純資産の部	6, 564, 950
その他	3, 780	株主資本	2, 450, 460
無形固定資産	72, 446	資本金	1, 414, 059
ソフトウェア	42, 143	資本剰余金	176, 700
ソフトウェア仮勘定	26, 172	資 本 準 備 金	176, 700
その他	4, 130	利 益 剰 余 金	868, 642
投資その他の資産	799, 609	利 益 準 備 金	6, 833
投資有価証券	471, 511	その他利益剰余金	861, 809
関係会社株式	30,000	繰越利益剰余金	861, 809
関係会社出資金	279, 828	自己株式	△8, 941
そ の 他	30, 049	評価・換算差額等	△150, 840 △150, 840
貸倒引当金	△11, 781	その他有価証券評価差額金 純 資 産 合 計	2, 299, 620
資産合計	8, 864, 570	負債純資産合計	8, 864, 570

<sup>(</sup>注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

科		目		金	額
売	上	高			7, 651, 453
売 上	原	価			6, 526, 045
売	上 総	利	益		1, 125, 408
販売費及	び一般管	理 費			1, 021, 981
営	業	利	益		103, 426
営業	外 収	益			
受 取	利 息 及	び 配 当	金	18, 500	
有 価	証 券	売 却	益	34, 170	
そ	Ø		他	6, 538	59, 209
営業	外 費	用			
支	払	利	息	16, 482	
そ	Ø		他	6, 412	22, 895
経	常	利	益		139, 740
税引	前 当 期	純 利	益		139, 740
法人税、	住 民 税	及び事業	税	13, 200	
法人	税 等	調整	額	27, 328	40, 528
当期	純純	利	益		99, 211

<sup>(</sup>注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

							, ,	-122 1 1 1 4/
		株		主	資		本	
		資本乗	11余金	利益	主 剰 🦸	余 金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益 報 利 益 余 益	利益剰余金 計	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日 残高	1, 414, 059	176, 700	176, 700	2, 277	812, 706	814, 984	△8, 941	2, 396, 802
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	4, 555	△50, 109	△45, 553	-	△45, 553
当期純利益	-	-	-	-	99, 211	99, 211	-	99, 211
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	_	-	-	_	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	4, 555	49, 102	53, 658	-	53, 658
2019年3月31日 残高	1, 414, 059	176, 700	176, 700	6, 833	861, 809	868, 642	△8, 941	2, 450, 460

	評価・換		
	そ の 他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
2018年4月1日 残高	△56, 283	△56, 283	2, 340, 518
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	_	-	△45, 553
当期純利益	-	-	99, 211
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△94, 556	△94, 556	△94, 556
事業年度中の変動額合計	△94, 556	△94, 556	△40, 898
2019年3月31日 残高	△150, 840	△150, 840	2, 299, 620

<sup>(</sup>注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

明治機械株式会社 取締役会 御中

# 監査法人元和

指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明 印 業務執行社員 公認会計士 中 川 俊 介 印 業務執行社員 公認会計士 中 川 俊 介 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明治機械株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、海生計算書類の企業は、2000年では、1000年では、

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 些 杏 音 見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 到宝朋权

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

明治機械株式会社 取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊 明 印業務執行社員 公認会計士 山野井 俊 明 印

指定社員 公認会計士 中 川 俊 介 印業務執行社員 公認会計士 中 川 俊 介 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明治機械株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手する

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 卧本音目

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

# 監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第144期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部 統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から その職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求 め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務 及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役等 と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報 告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①第144期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款 に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は相当であると認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認め ます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

明治機械株式会社 監査等委員会 監 査 等 委 員 加 藤 晃 章 印 監 査 等 委 員 畑 野 一 良 印 監 査 等 委 員 村 田 秀 和 卸

なお、監査等委員加藤晃章及び畑野一良は、いずれも会社法第2条第15 号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主尊重の立場から、株主利益の遵守かつ安定した配当を実施することが経営の最重要課題であると認識しております。

また、当社は収益状況、財務体質の強化、ならびに将来的な事業展開に備えるための内部留保等を総合的に勘案し、安定的な配当を実現していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いた しまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- (1)配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金4円 総額は45,553,744円
- (3)剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月27日

# 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) の5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見は ございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者	氏 名	略歴、当	社における地位及び担当	所有する 当 社 の
番号	(生年月日)	及び重	要な兼職の状況	サイス数
		1985年4月	武藤税理士事務所入所 株式会社ソーテック入社 経理部長 同社 専務取締役 株式会社ソーテック・イ ー・サービス 代表取締役	
		2005年9月	社長 中央青山 p w c コンサルテ ィング株式会社入社 シニ アマネージャー	
		2009年12月	東京コンピュータサービス 株式会社入社 経理部部長	
	1 中	2012年6月	アイレックスシステム株式 会社 取締役	
1		2013年4月	TCSホールディングス株式会社 関連企業管理本部部長	3, 200株
		2013年6月	日本コンベヤ株式会社 取締役	2,217,1
			同社 社長室長	
		"	キャリアスタッフネットワーク株式会社 代表取締役	
			社長	
		2015年6月	TCSホールディングス株 式会社 取締役(現任)	
		"	日本コンベヤ株式会社常	
			務取締役、東京本部長	
			当社 顧問、総務部長 日本コンベヤ株式会社 取	
		2010年0月	お役 (現任) には、	
		"	当社 代表取締役社長	
		2019年4月	当社 代表取締役社長、環境事業本部管掌(現任)	

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び打 及 び 重 要 な 兼 職 の 状	当社の
2	日 根 年 治 (1969年7月24日生)	2000年2月     当社入社       2013年4月     当社営業部長     経営企       理部長     2013年5月     ラップマスターエスエィ株式会社     取締役       2013年6月     当社取締役     営業部担経営企画部担当明治機械(徳州)有限董事(現任)       2017年6月     当社取締役 産業機械担当、プラント部担当の結役社長(現任)       2017年9月     株式会社柳原製粉機取締役社長(現任)       2018年4月     当社取締役 産業機械担当、プラント部担当営管理部担当       2018年6月     当社常務取締役 産業等理部       2019年4月     当社常務取締役 産業等本部管掌(現任)	ファ 当 公司 事業 4,800株 大表 事業経 機械 担当

候補者	氏 名	略歴、当初	生における地位及び担当	所有する 当 社 の
番号	(生年月日)	及び重	要な兼職の状況	株式数
		1983年4月	株式会社日本債券信用銀行 入行	
		1999年9月	ソニー生命保険株式会社入 社	
		2003年4月	G E エジソン生命株式会社 入社 金融機関事業部西日 本エリア本部長	
		2006年1月	A I Gエジソン生命保険株 式会社 金融機関営業本部 金融営業統括部統括部長	
		2007年6月	大和生命保険株式会社入社 執行役員金融法人営業部 長	
		2008年6月	同社 常務執行役員金融法 人営業部長	
3	小林敏 (1960年7月5日生)	2009年5月	株式会社関東つくば銀行 営業統括部資産運用推進室 長	一株
		2011年10月	株式会社筑波銀行 証券国 際部市場業務室室長	
		2014年2月	株式会社京葉保険事務所入 社	
		2017年9月	当社入社 太陽光発電事業 部部長	
		2018年4月	当社 経営管理部長	
		2018年6月	当社取締役 経営管理部担当	
		2019年2月	株式会社柳原製粉機 監査 役(現任)	
		2019年4月	当社取締役 経営管理本部 管掌 (現任)	
		IJ	明治機械(徳州)有限公司董事長(現任)	

候補者	氏 名	略歴、当初	生における地位及び担当	所有する 当 社 の
番号	(生年月日)	及び重	要な兼職の状況	株式数
		2013年3月	三菱商事株式会社 入社 興人ホールディングス株式 会社 代表取締役社長 株式会社明成商会 取締役	
	川 辺 孝 信 (1957年5月18日生) 【新 任】	, , , ,	株式会社明成商会 代表取 締役社長(現任)	一株
		2018年6月	株式会社セコニックホール ディングス 取締役(監査 等委員) (現任)	
		2007年6月	株式会社テクノ・セブン	
			取締役 (現任)	
		2008年9月	インターネットウェア株式	
			会社 代表取締役社長(現任)	
	5 高山正大 (1980年7月30日生)	2011年6月	東京コンピュータサービス 株式会社 取締役 (現任)	
		2015年6月	TCSホールディングス株 式会社 取締役(現任)	
5		2016年4月	NCホールディングス株式 会社 取締役(現任)	101,500株
	(1000   17,100   127	2016年6月	キャリアスタッフネットワ	
			ーク株式会社(現、NCシ	
			ステムソリューションズ株	
			式会社) 代表取締役社長 (現任)	
		2018年5月	ハイテクシステム株式会社	
			代表取締役社長 (現任)	
		2018年6月	アンドール株式会社 取締	
			役 (現任)	

<sup>(</sup>注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

# 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役の3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

、なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

一一田 寸	委員である取締役候補	11 は、1人り	<u> </u>	
候補者	氏 名	略歷、当	社における地位及び担当	所有する 当 社 の
番号	(生年月日)	及び重	要な兼職の状況	株式数
		1977年4月	日本コンベヤ株式会社 入	71
			社	
		2004年6月	同社 取締役管理本部長	
		2006年4月	エヌエイチパーキングシス	
*			テムズ株式会社(現、日本	
1	石 田 稔 夫		コンベヤ株式会社)取締役	
	(1954年1月4日生)		管理本部長	-株
	【新 任】	2013年6月	MUTOHホールディングス株	
			式会社 監査役	
		2015年6月	日本コンベヤ株式会社 常	
			務取締役	
		2017年6月	同社 執行役員管理部長	
			(現任)	
		1977年4月	東芝芝浦電気株式会社	
			(現、株式会社東芝) 入社	
		2003年4月	東芝デジタルメディアエン	
			ジニアリング株式会社(出	
			向) 取締役総務部長	
		2005年4月	株式会社東芝 社会ネット	
			ワークインフラ社総務部長	
*		2008年6月	東芝エレベータ株式会社	
$\frac{\hat{2}}{2}$	加藤晃章		取締役常務 総務部長	l.el.
-	(1954年11月8日生)	2010年6月	東芝セキュリティ株式会社	一株
			代表取締役社長	
		2017年6月	武藤工業株式会社 執行役	
			員 人事総務部長	
		2018年4月	同社 取締役(現任)	
		2018年6月	MUTOHホールディングス株	
			式会社 取締役 人事総務	
		0010/5 0 1	部長(現任)	
		2018年6月	当社 取締役(監査等委	
			員)(現任)	

候補者 号	氏 名 (生年月日)	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ける地位及び担当 兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
<b>*</b> 3	また から から み 北 村 克 己 (1973年2月8日生) 【新 任】	山本男 所 2008年11月 白石質 (現行 2014年6月 株式会 カイス 2014年9月 リアハ Abalai 監査符 2014年10月 株式会 カイス 2016年6月 株式会 グス 2019年2月 株式会	会社SJI (現、株式会社 力) 社外取締役 レコム株式会社 (現、 nce株式会社) 社外 设 会社SJI (現、株式会社 力) 代表取締役 会社SRAホールディン 社外監査役 (現任)	一株

- (注) 1. ※印は社外取締役候補者であります。
  - 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. ①石田稔夫氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関与し、経営に関する豊富な知見を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において適切な提言をしていただけることが期待でき、社外取締役としての職を適切に遂行いただけるものと考えたからであります。
    - ②加藤晃章氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関与し、経営に関する豊富な知見を有しており、これまで社外取締役として、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、社外取締役として適任と判断しました。

なお、同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在 任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- ③北村克己氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての経験と高い見識を有しており、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行っていただき社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えたからであります。
- 4. 当社は、加藤晃章氏を株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員と指定する予定であります。
- 5. 北村克己氏は、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
- 6. 当社は、加藤晃章氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏との 間で現在締結している会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令で定める責任 限度額に限定する契約を継続する予定であります。

7. 当社は、石田稔夫氏及び北村克己氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める要件に該当する場合は、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

一	A HWYL C. CA	.  佚冊自は、	
氏 名	略	歴	所有する 当 社 の
(生年月日)	及び	重要な兼職の状況	株式数
	1986年4月	株式会社日本債券信用銀行(現、株式会	
		社あおぞら銀行)入行	
	2010年8月	同行 名古屋支店 副支店長	
	2012年4月	同行 監査部 インターナル・オーディ	
にし むら まさ のり 西 村 昌 憲		ター	
西村昌憲 (1962年7月2日生)	2015年6月	医療法人順正会 横浜鶴ヶ峰病院	一株
(1902年7月2日生)		管理部	
	2015年10月	同法人 経営企画部長	
	2016年5月	同法人 理事	
	2017年10月	エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社	
		管理本部 部長代理 (現任)	

- (注) 1. 西村昌憲氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
  - 2. 西村昌憲氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 西村昌憲氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、金融機関の経験が長く、加えて、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、病院経営に関与するなど幅広い経営に関する知見を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において適切な提言をしていただけることが期待でき、社外取締役としての職を適切に遂行いただけるものと考えたからであります。
  - 4. 西村昌憲氏は、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認され、監査等委員である取締役に就任された場合には、独立役員として指定する予定であります。
  - 5. 当社は、西村昌憲氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める要件に該当する場合は、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

以上

±

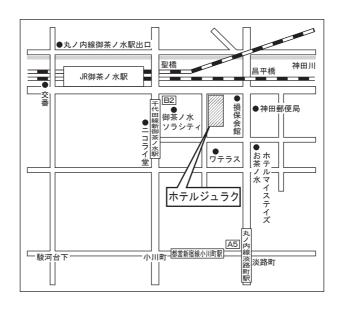
.....

±

.....

# 株主総会会場ご案内図

会場:東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地 お茶の水 ホテルジュラク 2階 孔雀の間



# 「交通のご案内〕

- J R 中央・総武線 御茶ノ水駅 聖橋口【徒歩5分】
- ●東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B2 出口【徒歩5分】
- ●東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 A5 出口【徒歩5分】
- ●都営地下鉄新宿線 小川町駅 A5 出口【徒歩5分】